

平成 3 0 年度第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 9 月 1 9 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年9月19日(水) 午後2時00分
3. 閉 会 日 時 平成30年9月19日(水) 午後2時45分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(2名)

1番	野月弘行君	12番	豊川洋人君
----	-------	-----	-------

6. 会議に付した案件

報告第33号	専決処分の報告について
報告第34号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第35号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第36号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第37号	農地の転用事実に関する照会について
報告第38号	農地等の現況について(十和田市)
報告第39号	農用地利用配分計画の認可について
議案第31号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

- 議案第32号 競売買受適格者の証明について
議案第33号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第34号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 議事録署名委員

11番 甲田 稔 君 13番 小川 正孝 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	市 澤 新 吾	事務局 次長	高 橋 克 彦
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	根 岸 優 一
事務局主任主査	山 崎 和 也	事務局主任主査	中野渡 礼 央
事務局主任主査	椛 木 信 人	事務局主任主査	吉 田 武 範

9. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員、12番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年9月6日に告示招集いたしました平成30年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 甲田 稔 委員、13番 小川 正孝 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いします。報告第33号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページになります。専決第2号、職員の人事異動の実施について。十和田市農業委員会事務局職員の平成30年8月31日付及び平成30年9月1日付人事異動を次のとおり実施する。平成30年8月28日付けで専決処分しております。8月31日付発令に係る異動です。退職となる職員は、事務局主任主査 野月 明久 が自己都合により退職しております。次に9月1日付発令に係る異動です。出向により任命となる職員は、観光商工部観光推進課から、主任主査に 中野渡 礼央 が異動しております。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）3ページをお願いいたします。報告第34号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。4ページから5ページになります。4ページをお願いします。今回は9件で、全て合意解約によるものです。42番は今後自ら耕作するものです。43番と45番の借人は同一人です。43番は40ページ79番、45番は40ページ80番で中間管理事業による貸借があります。44番は一部を売買、その他は貸借予定です。5ページです。46番、47番、49番、50番の借人は同一人です。46番、48番、49番は今後貸借予定です。47番は41ページ16番で中間管理事業による貸借があります。50番は一部を自ら耕作、その他は貸借予定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）6ページをお願いいたします。報告第35号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから10ページになります。今回は8件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。7ページです。60番の上段は一部を農地として管理、その他は自ら耕作するものです。下段から8ページまでは、持分51分の1を相続し共有者が農地として管理するものです。8ページ61番と63番は自ら耕作するものです。62番は貸借中です。9ページです。64番と66番は農地として管理するものです。65番は自ら耕作するものです。10ページです。67番は自ら耕作するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第36号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。12ページです。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がありました。十和田市における公売に係るもので、許可については、62番は平成30年8月17日開催の第5回総会議案第27号で承認を得ております。許可書は8月31日交付しました。落札価格は131万円、反当336,200円になります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）13ページをお願いいたします。報告第37号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページをお願いいたします。今回の照会件数は7件8筆で、現地調査を24番は8月7日、25番から30番は9月6日に実施し、法務局への回答は24番は8月21日、25番から30番は9月12日に行っております。はじめに、24番は現地調査は8月7日に実施していましたが、同月総会の議案第30号申請番号33番で農地法第5条による転用許可申請があったことから、回答は不要なものと判断いたしておりましたが、回答を求められたため8月21日に法務局に回答したものです。場所は三本木霊園管理事務所の北側道路から西に約60メートル進んだ道路の南側です。申請地には住宅1棟及び物置1棟が建築中であることから非農地と回答しました。また、昭和48年5月21日付け許可番号2875号で所有者の母が転用許可を得ていましたが、建築主が異なることから改めて転用許可申請を行っております。25番はローソン穂並町店から東に約200メートル進んだ地点の道路南側です。申請地は北側隣接地へ昭和35年に建築された住宅の庭として一体的に利用されていることから、非農地と回答し

ました。26番はカケモ西金崎店南側丁字路を南へ約120メートル進んだ地点の道路西側です。申請地には昭和50年に建築された住宅が1棟建っており宅地として利用されていること。また、住宅の西側には樹高15メートル程度の針葉樹及び雑木等が繁茂していることから、非農地と回答しました。27番から29番は隣接地で、立崎公民館から県道上野十和田線を北へ約970メートル進んだ地点の道路南側です。27番と29番の②は樹高10メートル程度の広葉樹及び雑草が繁茂しています。28番は一部が雑木林、一部が雑草および低木が繁茂しています。29番の①は雑草や低木が繁茂しています。このことから27番から29番はいずれも非農地と回答しました。なお、27番から29番の①は農振農用地区域に指定されているため、今後農振除外の手続きを行う予定です。30番は主要地方道青森田代十和田線と県道七戸十和田湖線の交わる丁字路から東へ約90メートル進んだ地点の道路南側です。申請地には昭和44年に建築された住宅1棟と建築年次不明の物置1棟及びあずまや1棟が建っており、宅地として利用されていることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）15ページをお願いいたします。報告第38号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。16ページです。今回の照会件数は1件1筆です。現地調査は9月6日に実施し、十和田市への回答は9月11日に行っております。13番は、三本木中学校の南西側交差点から南へ約180メートル進んだ地点の道路西側です。照会のあった土地は30年程前から耕作されておらず、税務課においても現況を雑種地と認定していることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 17ページをお願いいたします。報告第39号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は5月16日開催の平成30年度第2回総会議案第8号、6月15日開催の平成30年度第3回総会議案第15号及び7月18日開催の平成30年度第4回総会議案第22号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、8月8日付及び29日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。18ページをお願いいたします。賃借権は18ページから26ページで34件83筆243, 361平方メートルです。このうち8月8日付の認可は168番から25ページ197番で、新規の設定は27件60筆185, 663平方メートル、再設定は3件11筆25, 289平方メートルです。8月29日付の認可は25ページ198番から26ページ201番で、新規の設定は3件11筆29, 346平方メートル、再設定は1件1筆3, 063平方メートルです。貸借期間は1年が169番の1件、5年が170番、20ページの176番と177番、24ページの193番、25ページの198番の5件、7年が25ページの195番から197番、26ページの201番の4件、15年が23ページの188番の1件、このほかの23件は10年になります。27ページをお願いいたします。使用貸借による権利は27ページから29ページで10件37筆75, 826平方メートルです。このうち8月8日付の認可は12番から28ページ18番で、新規の設定が7件26筆39, 552平方メートルで、再設定はありません。8月29日付の認可は29ページ19番から21番で、新規の設定が3件11筆36, 274平方メートルで、再設定はありません。貸借期間は5年が27ページ12番から14番、29ページの19番の4件、7年が28ページ18番の1件、このほか5件は10年です。以上です。

議 長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、野月委員、國分委員の3名です。9月6日及び18日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議 長（力石堅太郎君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時20分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）30ページをお願いします。議案第31号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条の申請は合計10件で、このうち所有権移転が7件、賃借権設定が3件となっています。まず所有権移転ですが、申請番号63番と64番は相手方要望による売買です。申請番号65番から67番までは贈与で、65番と66番は親から子へ、67番は祖母から孫へそれぞれ贈与します。申請番号68番と69番は、出し手と受け手がそれぞれ自己所有地の近くの農地を互いに交換するものです。34ページからは賃借権による権利の設定です。申請番号71番から73番までの3件は、全て労力不足により賃貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明をします。31ページから34ページです。所有権移転の63番から69番まで及び貸借の71番から73番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第31号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時23分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）35ページをお願いいたします。議案第32号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。36ページをお願いいたします。1番と2番の証明願いのあった農地は青森地方裁判所八戸支部による期間入札に係るもので、平成28年12月8日付で照会があり、12月14日付で農地として回答、平成29年1月17日開催の平成28年度第10回総会報告第51号で報告したものです。競売の公告は平成30年7月26日、入札日時は平成30年9月20日午前8時30分から平成30年9月27日午後5時まで、開札日時は平成30年10月3日午前10時、売却決定日時は平成30年10月10日午後1時10分、特別売却実施期間は平成30年10月4日午前9時から平成30年10月5日午後5時までです。申請者は経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第32号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第33号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）37ページをお願いいたします。議案第33号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。5番 箕輪展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。9月6日午後に國分委員、野月委員と私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の3件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号13番と14番は相手方要望による売買で、15番は労力不足による売買です。これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員として、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を9月6日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明します。38ページです。今回申請のあった所有権移転3件につきましては調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第33号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第34号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）39ページをお願いいたします。議案第34号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。40ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は40ページで、3件5筆15,791平方メートルです。利用権設定期間は3件とも10年です。78番は経営転換協力金の対象となります。79番は4ページ43番で、80番は4ページ45番でそれぞれ合意解約したものです。41ページをお願いいたします。使用貸借による権利は1件1筆1,813平方メートルです。利用権設定期間は5年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第34号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第35号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）42ページをお願いします。議案第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今月は6件です。申請番号45番の転用事由は自己住宅の建築です。農地を買い受けて住宅を建築し、配偶者の実家の隣りに居住するものです。申請番号46番は就労支援施設の建築です。申請者である社会福祉法人が障害者の就労の支援の場を提供するため、法人が運営する保育施設や障害児施設の近くに建築するものです。申請番号47番は駐車場の整備です。申請者の自宅敷地が狭く、家族所有の自家用車を置くことができないことから、自宅隣の農地を買い受けて、自己及び来客用の駐車場とするものです。なお本件は転用許可を得ずして平成25年から既に駐車場として利用していることから、今般始末書付きでの申請となります。申請番号48番は金属加工工場の建築です。申請地は申請者の会社のすぐ近くにあり非常に便利が良いことから、申請地を借り受け、会社の経営拡張のため新たに工場を1棟建築しようとするものです。申請番号49番は重機置場の整備です。申請者の会社のすぐ近くにある既存の重機置場が手狭であることから、今般農地を買い受けて重機置場を拡張しようとするものです。44ページの申請番号50番は一時転用により砂利採取を行うものです。申請地の隣地において別事業者が許可を受けて砂利採取事業を行っており、本件も同じく1年間の期間で砂利採取を行うもので、上北地域県民局に砂利採取の認可申請済みです。次に農地区分についてですが、申請番号45番から47番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号48番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地の、その他の農地に該当します。申請番号49番は第1種農地に該当しますが、既存の施設の拡張であり、その面積が2分の1を超えないことから不許可の例外となります。申請番号50番は、農振、農用地区域内農地ですが、期間1年以内の一時転用であることから、こちらも不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）國分委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明い

たします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明します。43ページから44ページです。45番の場所はアクロスプラザ十和田南の東側です。46番の場所は_____の南側道路を西に約230メートル進んだ道路北側です。47番の場所は後沢商店の南側の県道中ノ渡十和田線を西に約45メートル進んだ丁字路を南に約50メートル進んだ道路の東側です。48番の場所は県道戸来十和田線沿いの株式会社小政から石倉方面に約500メートル進んだ地点のY字路を東に約150メートル進んだ地点です。49番の場所は県道上野十和田線沿いの株式会社大阪の道路を挟んだ西側です。44ページです。50番の場所は主要地方道十和田三戸線上の大光寺橋から東に約250メートル進んだ地点の道路南側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、2番。

議長（小田正喜君）2番、小田です。47番のですね、駐車場整備なんですけど、許可を受けずに転用したということで始末書付きだということなんですけど、この農家相談の手引きを見ますとですね、転用違反ということで3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とありますが、例えばどういう場合になるのか教えてください。

農地係長（越田守君）違反転用がどういう場合に処されるかというご質問ですが、非常に重大な違反があったときにこういう実際の罰則規定が適用されるやに聞いております。重大な違反といいますのは、行政側、農業委員会または許可権者である県から指導があってもそれに一切無視しているということで改善の意志を示さない等で、再三の指導にも応えない場合には、こういう罰則規定が適用される事例はあるやに聞いております。ただし、全国的にも実際この罰則が適用されているのはごくわずかと聞いておまして、特に青森県内においては、近年といいますか、最近こういう罰則までいったという事例は聞いておりません。よっぽど悪質で故意な事例について科されるということで規定はありますが、実際の運用はかなり少ないものと理解しております。今般の質問の件につきましては始末書が出ておりますので、反省の意も示されていることから、申請書はお受けした次第であります。以上です。

議長（小田正喜君）はい。わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第35号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第36号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）45ページをお願いいたします。議案第36号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。46ページをお願いします。十和田市長から平成30年8月23日付で農業振興地域整備計画の変更に関する意見について照会がありました。47ページです。今回は除外が4件です。1番は平成29年度第12回総会議案第86号で非農地判定したものについて、農振除外の申出があったものです。2番の場所は主要地方道青森田代十和田線と国道349号の交わる交差点から七戸方面に約4キロメートル進んだ地点の道路の南側です。申請地は国有林であり、今後農用地としての利用が見込まれないため国へ返還することとなりました。それに伴い返還条件に則り緑化植栽を実施し、返還しなければならぬために除外するものです。3番の場所は伝法寺農村広場前の道路を北へ約90メートル進んだ先のY字路を北東へ約700メートル進んだ地点の道路北側です。申請地は周囲を山林に囲まれ営農条件が良くないため、山林に地目変更するため除外するものです。なお、昭和55年頃に杉を植林しているため始末書付きです。4番の場所は主要地方道青森田代十和田線のやすらぎの駐車場から北西へ約30メートルの地点です。申請地は携帯電話無線基地局設置のため除外するものです。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（力石堅太郎君）はい。17番、米田委員。

委 員（米田一典君）17番、米田です。参考のためにお伺いします。実はですね、深持山国有林の件。たぶんこれは_____の草地改良したその土地ですか。

農地係長（越田守君）はい。ご指摘のとおり草地改良の事業が入っている所であります。

委員（米田一典君）はい。そこですね、これと類似したことなんですが、深持山のいわゆる深持畜産農業組合の牧野の部分。増沢のほうから上がりますとちょうどトイレがありますが、カーブの所にね。あの北側の所もまあ草地になっていますけれども、あそこの国有林の当時の貸借の時にはですね、返すときには植林して返してくださいよという一筆書きがあるんですよ。それでこの中部の場合にはそういう契約とか無かったんですか。知ってたら教えてください。

事務局長（市澤新吾君）今回の場合も、植栽と先程言いましたが植林して返すために除外するという事です。

委員（米田一典君）ああそうですか。はい、わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第36号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時45分 —————